



香港国家安全維持法についての見解

Q 2020年6月30日に「香港国家安全維持法」(以下「法」)が施行され、欧米諸国を中心に非難轟轟であり、中国はさながら四面楚歌の様相ですが、法の何が問題で、それは香港経済の未来を暗転させるようなものなのでしょうか？

A 欧米的価値観からすれば、法は香港の国家安全確保の名の下に、三権分立や法の支配の中核である司法の独立を著しく毀損し、また新たに設けた4つの犯罪に該当する場合、一定の要件(法第55条)を満たせば、大陸に連行し、大陸の刑事訴訟法に基づく刑事訴追を可能にするなど、一国二制度を破壊するものに映ります。しかし、中国的価値観からすれば、法は香港の国家安全を確保し、一国二制度を一層発展させるために必要不可欠のものであり、歴史的経緯を踏まえても、法は正当化されるべきものです。両者の価値観は激しく対立し、いずれが正義かは単純に決定できません。筆者は、法は香港経済の未来を暗転させるものではないと考えます。

1984年の「中英共同宣言」に基づき90年に全人代が公布し、香港の中国返還(97年7月1日)時に施行された「香港基本法」(以下「基本法」)は、資本主義、三権分立(separation of powers)、法の支配(the rules of law)及びその中核である司法の独立[independence of the judiciary—地域最高裁である終審法院(the Court of Final Appeal)を頂点とする]、基本法と共に「香港人権法案条例(the Bill of Rights Ordinance, Cap. 383)」(以下「人権条例」)で強化され、欧米同様、天賦人権思想(中国は当該思想を支持しない)に裏付けられた基本的な人権保障を認める一国二制度(One Country, Two Systems)を規定し、特に法の支配のために、立法会が制定する条例(Ordinance)を中心とする制定法(statutory law)のみならず、裁判官が創造する法(judge-made-law)である広義のコモン・ロー[狭義のコモン・ロー(the common law)とエクイティ(the rules of equity)]が香港法の内実とされるなど、大陸とは全く異なる制度を構築しました(特別行政区、中国憲法第31条)。対外的には香港代表であり(基本法第43条第1項)、対内的には行政主導システム(executive-led system)のもとで圧倒的権力を掌握する行政長官(the Chief Executive)の選挙制度は民主主義の通例からは相当乖離するものの、香港の現状及び漸次的かつ秩序ある進捗の原則に従いながら(in accordance with the principle of gradual and orderly progress)、究極的には民主的手続きに従い、広く香港市民を代表する指名委員会により指名された普通選挙により選出される行政長官が目標であると明記されていますので(基本法第45条第2項)、香港返還後の近未来に真の普通選挙が実現し、欧米的価値観からすれば、香港が中国の民主主義化の原動力となると期待されていたのです。

しかし、法は次の幾つかの点で(紙幅の関係で全部列挙は不可能なので、代表的なものに限定)、基本法と相容れない法制度と厳格な改正手続き(基本法第159条)を規定し、地域憲法としての様相(constitutional dimension)を有する基本法改正を経ることなく、欧米的価値観からすれば「なし崩し的に」導入しました。

1. 基本法違反の法導入

法は基本法附属書3に組み入れられることにより施行された。附属書3は一国二制度のもとで、例外的に大陸法を香港で施行できる法律のリストである。しかし、基本法第18条第3項は「この法律の附属書3に掲げられた法律は、この法律により規定される当該区の自治の範囲を超える他の事項だけでなく、国防及び外交に関する事項に限定されるものとする。」と規定している。しかし、法の中核である香港国家安全は「国防及び外交に関する事項」ではなく、「当該区の自治の範囲を超える他の事項」にも該当しない。基本法第23条は「香港特別行政区は自ら、中央政府に対する反逆、分裂、治安妨害、転覆又は国家秘密の窃盗のいかなる行為も禁止し、外国の政治組織又は団体が当該区において政治活動を行うことを禁止し、かつ、当該区の政治組織又は団体が外国の政治組織又は団体と結託することを禁止する法律を制定するものとする。」と規定し、香港国家安全が香港の自治の範囲内の事項であると明記している。ゆえに、法の附属書3への組み入れは、基本法第18条第3項が画する組み入れの限界を無視する暴挙であると欧米的価値観からは評価される。

2. 司法の独立の破壊

法第44条第1項は「香港特別行政区行政長官は、裁判官、地方法院(the District Court)の裁判官、高等法院(the High Court)の原訴訟法廷(the Court of First Instance)の裁判官、上訴廷(the Court of Appeal)の裁判官及び終審法院(the Court of Final Appeal)の裁判官から若干の裁判官を指定し、国の安全に害を及ぼす犯罪事件の処理に責任を負わせなければならない。また、代理裁判官(deputy judges)又は非常勤裁判官(recorders)から若干の裁判官を指定し、これにその責任を負わせることもできる。行政長官は、裁判官を指定する前に、香港特別行政区国家安全維持委員会及び終審法院の首席裁判官の意見を徴求することができる。上記の指定裁判官の任期は1年とする。」と規定し、行政長官に法が規定する4つの犯罪を裁く資格を有する裁判官を指定できるとしている。基本法にない行政長官による司法介入は欧米的価値観からすればあからさまな基本法違反である。

弁護士法人キャストグローバル
 弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾 龍雄

なお、基本法が香港公用語である英語と中国語で作成されるのに対し（基本法第9条）、法は中国語のみで作成される。しかも、法が規定する4つの犯罪〔①国家分裂罪（法第20、21条）、②国家政権転覆罪（法第22、23条）、③テロ活動罪（法第24乃至28条）及び④外国又は境外勢力と結託して国の安全に害を及ぼした罪（法第29、30条）〕は、香港刑法の内実であるコモン・ロー上の犯罪（common law offence）及び制定法上の犯罪（the Crimes Ordinance, Cap. 200等）のいずれとも関連性が希薄で、むしろ、「中華人民共和国刑法」が規定する①国家分裂罪（刑法第103条第1項）及び国家分裂煽動罪（同条第2項）、②国家政権転覆罪（同法第105条第1項）及び国家政権転覆煽動罪（同条第2項）、③テロ組織の組織、主導、参加等、テロ関連の罪（同法第120条及び同条の1乃至同条の6）、並びに、④国家謀叛罪（同法第102条）と極めて強い関連性を持つ。このことから見れば、指名される裁判官はいずれも中国国籍を有する中国語ネイティブの裁判官であり、香港司法の発展に寄与してきた英国やオーストラリア等、他のコモン・ロー圏から招聘された裁判官（基本法第92条）は完全排斥されると予想される。外部からは窺い知れないが、「中華人民共和国刑法」が規定する上記①ないし④の「門外不出」の内部立件基準が法の内部立件基準として指名された裁判官と共有されるかもしれない。

3. 表現の自由に対する絶大なる萎縮的效果

表現の自由は基本法第27条（freedom of speech）、人権条例第16条第1項（freedom of opinion）及び第2項（freedom of expression）のいずれでも保障される並行的基本法上の権利（parallel Basic Law rights）と呼ばれる類型の基本的な人権であり、行政長官にせよ立法会議員選挙にせよ、制限された民主主義しか存在しない香港において、民意を周知するための表現の自由は、通常の民主主義国・地域と比較して、これを保障する司法の独立という基本法による地域憲法上の保障と共に、各段に重要性が高いものである。しかし、法の規定する4つの犯罪について、法は人権条例第12条が規定する不遡及原則（No retrospective criminal offences or penalties—人権条例のみが規定する exclusive Bill of Rights の1つ）に抵触する選択こそ回避したが、実際には2019年の逃亡犯条例改正を巡る違法デモ参加等を理由に、暴動罪等、既存の香港制定法を駆使して、民主派議員や民主派有力者の逮捕を繰り返しており、欧米的価値観からすれば、官憲の権限濫用による基本法及び人権条例違反の表現の自由に対する過度な萎縮的效果が生じていると評価される。

以上のように、欧米的価値観からすれば、法は基本法の地域憲法的様相を無視し、同時にそれが国際条約である「中英共同宣言」を具体化するものとして有する国際的様相（international dimension）を無視するものですから、「悪の権化」として映ります。

しかし、中共中央及び中央政府の立場からすれば、香港はアヘン戦争（違法薬物全面禁輸という清朝による正義を理由に起こされた反社会的戦争）敗北による1842年の南京条約に基づく香港島の英国植民地化を契機とするその後百数十年にわたる中華民族苦難の歴史の発端の地であり、2019年の逃亡犯条例改正を契機として、平和的デモから暴力革命的色彩を帯びるようになる状況を許せば、香港が背後で民主派と結託して暗躍する英米の影響で再び悲劇の舞台となる愚を犯すことになりかねず（実際、香港人と結婚し、親戚関係が形成される広東省から民主派の「思想の毒」が全国拡散する懸念があると判断するだろう）、かかる国家的危機を未然に防止するためには、法を基本法と並ぶ第二の地域憲法〔ただし、法は14年以内の「依法治国」（法による国家統治）、基本法は立憲主義及び法の支配を教義とする点で趣旨が異なる〕と位置付け、基本法の実質改正効果を生じても、それは地域憲法間の相互作用なので、内政に属する事項として他国の干渉を許すべきものではないと考えることとなります。「中英共同宣言」は、その大半が受忍限度を超えた不平等条約として違法無効な3つの条約（1842年南京条約、60年北京条約、98年展拓香港界址專条）からの当然の権利を回復するための中国政府による一方的宣言であり、国際条約の体をなしておらず、またそれは基本法履行の道具にすぎないから、1997年7月1日の基本法施行により使命を果たし終了していますから、法が「中英共同宣言」に違反するとの道理は通じません（2014年雨傘革命後の中国政府の表明する立場）。

このような中共中央及び中央政府の立場は、欧米的価値観からすれば、受諾不可能なものです。歴史的経緯を子細に検討すれば、その中国的価値観を不正義、不合理と断じることができないように思われます。法は両者の価値観が激しく対立する1つの場面なのであり、米中貿易戦争同様に、いずれか一方が正しいと判断することができない複雑な問題です。しかし、確かなことは、香港国家安全に関わらない他の全ての事項では、今までどおり一国二制度が堅持されることは法第1条が『「一国二制度」』『香港人が香港を治める』及び高度な自治にかかる方針を確固不動に、かつ全面的かつ正確に貫徹』することを法の目的の1つと規定することから明らかであり、米国証券市場での地位が不安定化する中国系上場企業を香港証券市場で上場を誘導して、その世界的地位の一層の向上に努め、経済紛争では従前どおり英国、オーストラリア等出身の裁判官が判決を下す法の支配と司法の独立を堅持することで、香港国家安全と香港経済の発展のダブルスタンダードの定着を図るでしょう。マカオを含む2つの特別行政区と広東省9都市が大湾区を形成し、そこで香港市民が優遇策により一層豊かで、ゆとりのある生活を営むことを可能にするグレーターベイエリア構想という懐柔策により、時の経過と共に中共中央及び中央政府を敵視する香港市民が減少することと相俟って、筆者は、法は香港経済の未来を暗転させるものではないと考えます。